

民間資金等活用事業推進委員会 第40回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第40回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成28年 4 月18日（月）14:00～15:49

場 所：合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）計画部会中間報告（アクションプラン等改定素案について）

（2）その他（報告）

3. 閉 会

○村田参事官 ただいまから、第40回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室の参事官をしております村田でございます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日は、定員9名うち現時点で5名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。また、柳川委員が15分おくれて委員会に御出席の予定でございます。

本日は、民間資金等活用事業推進機構の半田専務取締役にも御参加いただいております。

次に、本日の資料について1点御連絡させていただきます。アクションプラン等の改定素案の内容に直接かかわる資料1、2及び参考資料2については、審議の途中にあるものですので、非公表とさせていただきます。あわせて、会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても、これらの資料に関する部分については非公表とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、以後の議事につきまして、石原委員長に進めていただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

○石原委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日は、熊本・大分の地震等もございまして、皆様、いろいろな面で御関係もあろうかと存じますけれども、お忙しいところおいでいただきましてありがとうございます。

まずは、議題1の計画部会の中間報告といたしまして、アクションプラン等の改定素案の審議をいたしたいと存じます。

なお、この計画部会には宮本委員長代理、根本委員、その他専門委員の皆様にご参画いただいております。専門的なお立場から精力的に御議論をいただいておりますことを、まずもって御礼申し上げたいと存じます。

まずは、部会長である宮本委員長代理から、冒頭御説明をお願いしたいと存じます。よろしく願います。

○宮本委員長代理 それでは、私のほうから御説明させていただきたいと思っております。

まず、2月に開催されました第38回の委員会におきまして、アクションプランのPDCAサイクルの確立に向けて、実施状況の把握と、それを踏まえた見直しにつきまして、専門的な観点から調査、審議するものとして計画部会が設置されました。ただいま委員長もおっしゃいましたけれども、私と根本委員、そして10名の専門委員が構成員となりまして、私が部会長で進めてまいりました。

計画部会はこれまで3回開催してまいりました。第1回目は、6省からのヒアリングを行いました。第2回目は、部会の構成員のそれぞれの方から意見を徴収いたしました。第3回目は、それに基づいて作成されました骨子案につきまして討議を行いました。本日提出しておりますPPP/PFI推進アクションプラン（仮称）骨子案は、これらの審議を踏まえて作成されたものでございます。

本骨子案の特徴を3点申し上げたいと思います。

1つ目でございますけれども、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランと集中強化期間の取り組み方針の2つを一本化するということがまず第1点でございます。平成25年度にアクションプランが策定されまして、翌26年にその中の公共施設等運営権事業、いわゆるコンセッション事業でございますけれども、かかわる取り組みを切り出して取り組み方針を定められてきました。今回の見直しを機に、これら2つを合わせて1つの計画にしようとするものでございます。

2つ目ですけれども、施策の結果、事業規模目標が達成されるという道筋を明らかにすることでございます。これまでのアクションプランでは、事業規模目標と施策の関係が必ずしも明らかではございませんでした。今回は、事業規模PTで現在PPP/PFI事業がどの程度行われているのか調査してきております。さらに講じる施策と達成すべき目標等を計画として位置づけようとするものでございます。

3つ目ですけれども、重点分野の拡充でございます。これまでの取り組み方針では、平成26年度から28年度までに、空港、水道、下水道、道路の4分野で合計19件のコンセッション事業を目標としておりました。今回、それに加えまして文教施設と公営住宅を追加し、収益型事業や公的不動産利活用事業も含めて目標を定める計画にしていこうとするものでございます。

このほかにも、このアクションプランの改定におきましては、背景といたしまして昨年末のPPP/PFIの優先検討指針の策定とか、あるいはその後の地域プラットフォームの取り組み等も進んできておりますので、それらを反映させた内容にしてきております。

詳細につきましては、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○武井企画官 引き続き説明いたします。まず、参考資料1からごらんいただければと思います。「アクションプラン等の見直し」というタイトルでございまして、左側に青色、これは25年度に定めました10年間で12兆円に及ぶ事業規模を目指すとしたPPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン、右側に緑色、アクションプランのうち特にコンセッション事業、公共施設運営事業につきまして取り組みを定めた集中強化期間の取り組み方針というのがあります。

左側のアクションプランにつきまして、昨年末から事業規模PTで事業規模の測定方法などにつきまして検討を進めてまいりました。これらを踏まえまして、今回、ここの左側の部分、赤の※印がついているところが何か所かありますけれども、この部分について必要な見直しを行おうとするものでございます。

また、コンセッションにつきまして定めましたこの右側、緑色の集中強化期間の取り組み方針でございますけれども、こちらの中で集中強化期間を26～28年度の3年間としていること、また重点分野を4分野にしていることにつきまして、個別に期間を設定し、また文教施設や公営住宅等の利用料金が存在する公共施設、またコンセッションに限らず収益

施設併設型、公的不動産利活用型、こういったものも重点分野に追加していくというような形での見直しをしようと考えております。先ほど部会長からお話がありましたように、これら2つは密接に関係あるものであることから、今回、一体化するという方向で見直しを考えております。

1枚おめくりいただきまして、次のページでございますけれども、「アクションプラン等改定のスケジュール(案)」でございます。先ほど部会長からお話がありましたとおり、関係6省庁からのヒアリングを行いました。また、4月6日に計画部会構成員からの意見を伺いました。また、4月11日に改定素案について御審議いただきました。本日、それを踏まえた改定素案の御審議をいただくことになっております。また、この後、計画部会に話を戻しまして、アクションプラン等改定案を審議いただき、もう一度この推進委員会のほうで御審議いただく、こういった段取りになっております。

続きまして、参考資料2-1でございます。現行アクションプランの中に具体的取り組みが記載されてございます。また、それが背景になっている具体的な取り組みも含めましてでございますけれども、それにつきまして各省庁に対して自己評価をしてもらいました。自己評価をした結果として、進捗状況を掲載したものがこちらの表になってございます。

進捗状況のところに「実施済み」とあるものが青色、また「検討中」とあるものが薄い水色、「一部実施済み」がまた薄い水色という形で着色されております。ごらんいただいたように、ほとんどが青色になっております。自己評価としてはそれなりにでき上がっているという評価を各省はしているわけでございますけれども、こういった取り組みも我々は判断しながら、今回アクションプランの中に引き続き有効な施策、引き続き拡充して取り組むべき施策を盛り込んでいこうということを考えております。

参考資料2-2でございますけれども、これは集中強化期間の取り組み方針に掲げる具体的な施策についてございまして、同様な形で各省庁の自己評価がこちらのほうに載っているという状態でございます。

以上の話を前置きといたしまして、今回お諮りするのが資料1(非公表)ということで、「PPP/PFI推進アクションプラン(仮称)骨子案」という資料でございます。これは最終的には民間資金等活用事業推進会議決定を目指しているものでございます。

1枚おめくりください。目次がございます。「1.趣旨」「2.基本的な考え方」「3.事業類型ごとの進め方」「4.推進のための施策」「5.集中取組方針」「6.事業規模目標」「7.PDCAサイクル」という構成になっております。

先ほどお話にありました集中強化期間の取り組み方針につきましては、この中の5番の「集中取組方針」ということで、このアクションプランの中に取り組んで一本化しているという構成になっております。

また、先ほど部会長のほうからお話のありました、各施策を積み上げていって、その結果として出てくる事業規模を目標とするという考え方につきましては、この中で「4.推進のための施策」「5.集中取組方針」の中での重点分野の施策がありまして、それを踏

まえた形で「6. 事業規模目標」ということで目標が出てくる。こういう構成をとっていることで、その形をあらわしているところがございます。

具体的な内容につきましては、1ページ以降に書いております。1ページから「1. 趣旨」でございます。この1ページのところからは、破線で四角囲みがありますけれども、これが現行のアクションプランの中に書いてある文言でございます。1つ目のパラグラフは、平成11年にPFI法が制定されてから、これまでPFI事業の実績について418件、契約金額で約4兆1,000億円となっているということが書いてありますけれども、この間の事業規模PTで計算したところ、この契約金額4兆1,000億円に相当する事業規模ということで言うと、5兆8,000億円という数字になっておりますので、事業規模の定義を明確化したことに伴って、この従前の考え方に基づく書き方を変えていく必要があるのではないかと。この赤の部分は計画部会の中での御指摘でございますけれども、こういった御指摘をいただいているところがございます。

2つ目のパラグラフでございますが、そのPFI事業の中の約4分の3については、公共施設の管理者が税財源から延べ払いで支払う方式であって、それ以外の方式は21件にすぎないということで、本来の目的が必ずしも十分に達成されているとは言いがたい状況にある。こういったことを指摘しております。

ただ、これに対しまして、例えば延べ払い型であっても、VFMが出ている以上、これは推進すべきなのではないかというような御指摘を計画部会のほうでいただいております。延べ払い型の記載を見直し、サービス購入型PFI事業も含めて、コンセッション事業など多様なPPP/PFIの推進が必要という考え方に改めていくべきではないかということで御指摘をいただいております。また、これだけでなく、公費投入の削減、コンセッション事業への将来の発展などが期待できるようなPPP/PFI事業を推進すべきと。こういった方向を御指摘いただいているところがございます。

2ページでございますけれども、現行のアクションプランの中に書いてある中では、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるためにこのアクションプランを定めるのだという趣旨を書いております。ただ、今回、事業規模PTの中で、民間の事業活動を事業規模として捉えるという考え方を提示しているなど、民間の経済活動、新たなビジネス機会の拡大、地域経済の好循環等成長戦略としての側面をより強調すべきではないかという御意見をいただいております。

次のパラグラフでございますが、こうしたことからPPP/PFIにつきまして、抜本的な改革を行うということを目指して概括的な方針を定めるものがアクションプランであるということがあります。これに対して、改革はもろんなのですけれども、むしろ実行、実績を上げることにこれからはフォーカスすべきではないかというような御指摘をいただいております。

「2. 基本的な考え方」でございますけれども、これも同様に四角の中には従前の記載を書いております。こういった中で、1つ目のところ、インフラの老朽化が急速に進行す

る中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が必要なので、こういったことの中で財政負担の軽減が図られる事業についてはPFI事業を積極的に活用することを基本とすると、方針が出ております。これはこれで全く間違いはないのですけれども、さらにこれまでの箱物中心からインフラへと拡大していくという趣旨をより明確にすべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。

次に、その際のPFIにつきまして、従来、多く実施されてきた延べ払い型からの抜本的な転換、また、収益施設を併設・活用すること等により事業の収益性を高め、税財源以外の収入で費用を回収する方式を活用・拡大するという話でございまして、こういったところにつきまして、先ほど同じ意見がありましたが、延べ払い型の記載を見直して、サービス購入型PFIも含めて、コンセッション事業などの推進が必要という考え方に改めるべきという御指摘をいただいております。また、混合型のPPP/PFI事業も推進すべきであるといった御指摘をいただいているところでございます。

次のページは、さらにより広義なPPPについていろいろ記載があるところでございます。こちらの関係で御指摘いただいたことは、PPP/PFIの新たな展開といたしまして、事業の成立性の向上に資する複数施設のバンドリング、また事業の広域化、こういったものを進めるべきではないか。また、PPP/PFIの拡大のために、公共施設等総合管理計画や固定資産台帳の整備・公表を行って、データの見える化を推進すべきと、こういったことを御指摘いただいているところでございます。

以上のところにつきましては、現行の文章をもとに御指摘をいただいたところまでしか書かせていただいておりますが、次からの分につきましては、現在の段階で御指摘いただいたことで事業類型ごとの進め方などを書いております。こちらの中身が固まった段階で、また戻った形で1、2のほうは文章化していくということで、次回文章化したものを御用意しようと思っております。

「3. 事業類型ごとの進め方」でございまして、(1) (2) (3) (4)と4つの類型でございまして、(1)が公共施設等運営権制度を活用したPFI事業、いわゆるコンセッション事業でございまして、コンセッション事業の活用する方法につきましては、1つ目のポツでございまして、空港、港湾、観光等の成長分野における成長の起爆剤として活用することが重要。2つ目のポツですが、一方、持続可能性が課題となっている生活関連インフラについて、民間の経営原理を取り込むという意味で活用することが重要。3つ目ですが、こういったものができるような事業規模を確保するために、バンドリングをする。また、4つ目のところで、コンセッション方式のディスインセンティブとなる制度上の課題があれば、これを解決する。こういった方針を打ち出しております。

(2)は収益事業でございまして、既存施設に、積極的に収益施設の併設・活用を行っていくという方向。また、2つ目ですが、施設の持つポテンシャルはさまざまであり、整備費用も含めて回収できるような事業から、一部しか回収できないものであっても、

積極的に活用するという方針。また、3つ目でございますけれども、収益型事業でとどまるのではなくて、よりこれを広範な公共施設に積極的に活用し、また最後のところにありますように、さらに積極的にコンセッション事業へ移行させるなど、こういった取り組みを進めていくということでございます。

(3) ですが、公的不動産利活用事業でございます。1つ目のポツにありますように、低未利用地の公的不動産を有効活用して、新たな投資やビジネス機会の創出が重要であるということ。2つ目のところにありますように、公共施設等総合管理計画、こういったものを進めていくことが重要。また、3つ目にありますように、民間提案を積極的に活用していくことが重要。4つ目でございますけれども、公的不動産を核としたまちづくりを進めていくLABVということで、不動産を公共のほうが出資して、それで民間とパートナーシップをつくって開発するような事業形態でございますが、こういった取り組みについても導入を積極的に検討すべきという御指摘をいただいております。

(4) でございますけれども、その他のPPP事業につきましても、1つ目にあります、経験のないところでのファーストステップ。また2つ目にありますように、インフラ分野への活用の幅の拡大。また、3つ目にありますように、こういった事業については金利だけではなくて、VFMを客観的に評価して行うということが重要。また、最後のポツでございますけれども、指定管理者制度、包括的民間委託、こういったものについては契約更新時にコンセッション事業へ移行の可能性を積極的に検討することが重要という指摘をいただいております。

○野村参事官補佐 続きます、8ページ目から具体的な施策について簡単に御説明させていただきます。

「4. 推進のための施策」につきましては、施策のまとめりごとに推進方針を示した上で、その具体的な取り組みを記載しております。具体的な取り組みにつきましては、今後フォローアップしていくため、可能な限り、取り組みの実施時期や終期を明確化した上で、最終的には具体的な取り組みごとに担当省庁も明確化していくことを予定しております。

まず、(1) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進でございます。【方針】といたしましては、3ポツ目にありますように、地域の民間事業者という視点を明確にした上で、4ポツ目にありますように、息の長い継続的な枠組みとしてプラットフォームを定着させるため、成功事例のノウハウの横展開を図ること。5ポツ目として、具体的な案件形成をより志向した運営を図るために、民間提案の仕組みを検討すること。最後、6ポツ目に広域的な地域プラットフォームの形成を促進するために広域化を推進すること。

こういった方針のもとに、8ページの下、【具体的取組】といたしまして、プラットフォームの形成ですとか、③運用マニュアルの作成、④⑦にあります情報提供、必要な助言等の支援、⑥にありますように実施状況のフォローアップの実施と、その公表というような取り組みを記載しております。

続きます、(2) といたしまして、実効性のある優先的検討の推進でございます。優

先的検討規程につきましては、昨年12月15日にPFI推進会議決定したところでございますけれども、このさらなる推進につきましては、ノウハウや情報の提供、策定に関する支援を行うという考え方のもとに、10ページ目の上からになりますけれども、策定状況や運用のフォローアップをするとともに、優良事例の横展開をするという方針を示しております。

【具体的取組】といたしましては、1ポツにあるように、その規程を策定すること。②といたしまして運用の手引を策定すること。③支援事業を実施すること。④ガイドラインを策定すること。⑤交付金事業の実施、補助金採択の際に一部要件化することという取り組みを記載しております。

続きまして、(3)民間提案の積極的活用といたしまして、11ページになりますけれども、【方針】といたしましては、民間提案に係る負担の軽減ですとか、その際の知的財産権、営業秘密の保護、応答義務と結果の通知、またプラットフォームの活用という方針のもとに、【具体的取組】といたしましては、①インセンティブ付与のあり方の検討、②地方公共団体の応答、検討結果の公表という取り組みを記載しております。

続きまして、(4)情報提供等の地方公共団体に対する支援といたしましては、【方針】といたしまして、1つ目のポツ、事業を担う人材の育成に取り組むこと。2つ目のポツとして、必要な情報を容易に得ることができる環境を整備すること。3つ目のポツとして、必要に応じて検討段階に応じた継続的な支援を行うことという方針のもと、12ページ以降になりますけれども、【具体的取組】として、職員を育成する方法を検討すること、ポータルサイトを整備すること、ワンストップ窓口・調整体制を強化すること、情報提供、助言等の支援を実施すること、最後、⑤さまざまなひな形を作成することというような具体的取り組みを記載させていただいております。

続きまして、(5)株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用ということで、PPP/PFIを推進するための重要な役割を担っていただくものとして、PFI機構を項目立てしております。現在の具体的内容につきましては、PFI機構さんと今調整中という状況でございます。

(6)その他でございますけれども、現在の集中強化期間の取り組み方針に記載された施策で引き続き対応が必要なものということで、道路関係の施策を今の時点では記載させていただいているという状況でございます。

続きまして、14ページ、「5. 集中取組方針」につきまして御説明いたします。こちらは、現在の集中強化期間取り組み方針の内容を取り込んだものでございまして、今、御説明しました4と同様に、具体的な施策につきましてどのような取り組みをいつまで実施するかということを記載しております。

具体的な施策に重きを置きまして、その施策の効果として件数目標が達せられるものと考えております。(1)目標設定の考え方ですけれども、大事なポイントといたしましては、3つ目のポツですが、3年間で具体化すべき事業案件を数値目標として設定すること。4ポツ目、必要に応じて今後随時追加・見直しを行うこと。最後5つ目のポツとして、コンセッション事業を基本としますが、将来コンセッション事業へつながる事業類型も対象

とすることを考え方としております。

(2) 具体的な分野といたしまして、①空港につきましては、仙台空港、関西国際空港・大阪国際空港等、先行事例を横展開するとともに、地方管理空港への拡大ということを考えてしまして、15ページのポツにありますように、ノウハウの横展開、北海道における複数空港の一体運営の推進を進めることにより、最後のポツですが、6件のコンセッション事業を目標とするというふうに記載しております。

②水道、③下水道ですけれども、これはいずれも共通するものとしてしまして、まず1ポツ目、水道料金、下水道料金の見込みを公表するという見える化をすることによりまして、2つ目のポツですが、コンセッション方式の導入により民間経営の原理を導入することが、長期的な健全性を確保することによって有効な方策であるという考え方のもとに、それぞれ6件の目標を具体化しております。

続きまして、16ページ、④道路についてでございます。こちらは現在、愛知県道路の案件が進んでおりますので、さらなる適用拡大の可能性について検討した上で、引き続き、今の段階では1件のコンセッション事業ということで、とりあえず記載させていただいております。

続きまして、⑤文教施設でございますけれども、これは自民党なり、産業競争力会議で、今検討が進められておりました、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設からなる文教施設につきまして、最後のポツですが、28年度から30年度までの3年間で3件のコンセッション事業の具体化を目標とするとしております。

続きまして、⑥公営住宅でございますけれども、こちらも産業競争力会議で現在検討が進められているところでございまして、18ページになりますけれども、平成28年度から30年度までの3年間で、コンセッション事業だけでなく、収益型事業、公的不動産利活用事業も含めた具体化の目標を検討しているところでございます。

最後、⑦でございますが、1つ目は観光という観点から国立公園のコンセッション事業を検討すること。2つ目につきましては、各重点分野に共通する施策といたしまして、さまざまな支援を実施することというような具体的な取り組みを記載しております。

以上です。

○武井企画官 引き続き、19ページ、「6. 事業規模目標」でございます。(1) 目標設定の考え方でございますけれども、引き続き25年度から34年度までの10年間で事業規模目標を設定するということ。2つ目のポツにあります、事業規模PTで検討されましたように、民間事業者の総収入をもってはかるということで、これは設定したいと考えております。3つ目、対象とするPPP事業の範囲でございますけれども、この活用を通じて民間事業者の役割を大幅に拡大するという施策の目的を踏まえまして、(i) から (iii) までにあるPT定めた要件に該当するような事業方式のものを拾っていかうということを考えております。

(2) は事業規模の目標の金額でございますけれども、ここは「●」になっております。

今、こちらのほうの数字について検討中でございますが、こちらのような形で具体的な数字を定めていきたいと考えております。これは、これまで説明してきたような施策を積み上げた結果としてこの数字が出てくるということを考えております。

それぞれの具体的な考え方につきまして、その下、①コンセッション事業でございますが、コンセッション事業につきましては、「5. 集中取組方針」に掲げられた目標の確実な実施を図ることによって金額が出てくる。②収益型事業でございますけれども、これは例えば事業規模目標の計画期間内に人口20万以上の地方公共団体で何件以上のこういった種類の事業を実施することを目指すということをもって出てくる。③公的不動産有効活用事業ですが、同様に人口20万人以上の地方公共団体で何件程度のこういった事業の実施を目指すことによって金額が出てくる。また、その他のPPP/PFI事業につきましては、引き続き推進していくということによって事業規模が出てくる。こういった構成を考えております。

また、(3) 歳出削減効果についても触れるということで、上記目標を達成した場合の歳出削減効果の目標についてもあわせて記載しようということを考えております。

最後のページでございますけれども、「7. PDCAサイクル」でございますが、このアクションプランにつきまして、事業規模、施策の進捗状況について、毎年度フォローアップを行って、現状把握、課題の検討をして、必要に応じて見直していくという方向性を記載しているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明をいろいろいただきましたアクションプラン等の改定素案でございますが、審議を行いたいと存じます。御質問、御意見等がございましたら、ぜひ挙手願いましてお話しただければと思います。

それでは、きょうは途中で退席も予定されておりますので、小幡さんから。

○小幡委員 アクションプランの骨子の御説明、ありがとうございます。

それで、既にいろいろもう御議論いただいたところで、赤字なんかにもなっているところもあるのですが、1 ページですが、延べ払いの記載のところ、私もこれは赤字のところは同感でございます。独立採算型というのがなかなかないということだろうと思いますが、もともとはPFIは3種あると言われていて、最初は独立採算型しかなかったみたいな時代もあったと思うのですが、その後、それがなくなり、いわゆる公費で購入するみたいな感じが多くなったというのは確かにそのとおりでございますが、そこら辺のバランスといいますか、いわゆる古典的に税金でやっていたことについて、PFIを入れてはいけないということではもちろんないので、そのところがこの書きぶりだとちょっと極端かなと思いますので、まさにバリュー・フォー・マネーが出ていればよいということだと思いますから、そういう記述にさせていただいたほうがよいかなど。

そうすると、その2つ目にありますが、やはり混合型ですね。これは私はやはり伸ば

していったらよいのではないかなと思いますので、ここら辺の記述はこの赤字のところで見直していただければと思います。

そうすると、3ページも同様ですね。3ページの基本的な考え形の2つ目の箱のところでは、ここも抜本的な転換というか、そうではなくて多様なPFIの働かせ方ということだと思いますので、独立採算型等を少し頑張ってみたらいいのではないかというふうなニュアンスにしていったらよいのではないかと思います。ここは基本的な考え方のところでは。

あとは、まさに広げていかなければいけないわけなので、集中取り組みということではいろいろ出ておりますが、特にコンセッションのところは新しいところでもあるし、なじみがないところなので、それに対して教授をするといいますか、なれていない自治体、国もなれていないと思いますけれども、そこにどういうふうに行っていくかということを知りやすくモデルなどを示して推進していくという取り組みは非常に大事ではないかと思えます。

7ページの(4)の最後のところの指定管理者制度や包括的民間委託はコンセッションへ発展することが期待できるとありますが、指定管理者はまさにそういうところがあるので、今、地方自治法の指定管理者というのは結構固くつくってしまっているところがあって、それがコンセッションにどういうふうに行っていくかというところは、多分自治体は、自治体は何か危ないようなことがあるとすぐ住民訴訟などが出てくるものですから、非常に怖がる場所があるので、それをクリアできるような形をきちんと総務省なり何なりと相談しながら仕組みをつくってつくることが必要かなと。

指定管理者というのは、文教施設やスポーツ施設とかいろいろ進んでいますので、これは一種のコンセッションみたいなものになり得ると思いますので、ぜひその法制度を安全にクリアできるということを明確にしていきたいと思えます。

あとは、まさにいろいろ言われているところで、空港、水道、下水道、文教施設、公営住宅、そのあたりですね。特にコンセッションについてはできるということで、水道とか下水道は私もいろいろかかわっていますが、特に水道なんかはこれからどうやって更新を行っていくかということは悩ましいところなので、PFIの手法などを使ってやるということも魅力的ではないかと思えますので、そういう形で進めていただきたいと思えます。

ですから、やり方がわからなくてということがないように、そういうことでいろいろ出てきている。各省も参考資料にありましたように結構取り組んでいただいていると思えますので、特に指定管理者については法制度の問題、そのほかについても結構法制度がかかわっているところもございまして、安心して取り組めるような形の指針を示すということでやっていただければと思います。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

引き続き、柳川先生、いかがですか。

○柳川委員 短時間しか出席できなくて申しわけないのですが、幾つかコメントさ

させていただきます。

1つは、3ページ「基本的な考え方」に書いてあるところで、もう既に赤字にしているところですが、「ハコモノ中心からインフラへと拡大するという趣旨をより明確に」と、これは私も大変重要なところだと思います。もうちょっと言えば、インフラというのを狭い範囲で解釈するのではなくて、もう少しいろいろな都市開発とかも含めた意味での幅広いインフラの拡大というところは、このアクションプラン全体を大きく拡大させていく、インフラの老朽化に対応するという意味では非常に重要だと思いますので、このところを強調する書き方にできるだけしていただければと思います。それが1点目でございます。

2点目は、14ページのところに主にありまして、重点分野というところでございます。「重点分野は、社会経済情勢や取組状況の進展に応じて、今後、随時追加・見直しを行う」となっていて、このとおりなのですが、ここに挙がっている空港、水道、下水道等々は非常に重要なところなのですが、全体に金額をふやしていくためには、ほかの分野はないかというのは積極的に考えていかないと、なかなかふえていかない可能性があります。ですので、重点分野の随時追加というところは、比較的積極的なニュアンスを出していただくのがいいのかなと。新しい分野の開発、あるいはアイデア出しというものが評価されるような形になっていくと、より集中強化期間であっても大きく発展していく可能性が出てくるのだらうと思います。これが2点目でございます。

あと2つほどですが、資料2にあるコメントにかなり近いのですが、混合型事業をどうしても案件がふえてくるに従って考えていかなければいけないというのはそのとおりだろうと思います。ただ、混合型事業はコンセッションをやっていく場合に、はるかに難しい度合いがあって、どういう形でそれぞれ責任等を分担させていくかという、そのあたりはきっちりしていかないと、変なもたれ合いになってしまう可能性があるということで、なかなか悩ましい問題です。案件を無理にふやしていくと、言い方は悪いですが、もたれ合い案件がふえてしまって、後で問題を起こすというようなことが起きますので、混合型事業についての適切な方針といいますか、運営の仕方というのはこれは一筋縄でいかないので、一個一個案件ごとに違うのでなかなか難しいのですが、混合型事業推進については、難しさも踏まえて、適切な形での資金と責任の分担を考えると、このところは裏側としては強く少し書いていただければと思っております。

それから、4番目は、ここも書かれていることですが、これを推進していくときに大事なものは首長さんの積極的なアプローチと、現場の末端の方々のインセンティブがどこまであるかというところで、この2つが動かないと、どれだけいろいろ掛け声をかけても動かないという部分があります。

ですので、ここでは主には情報提供等を通じてそういう人たちがやりやすくするということは書かれているのですが、もう少し強く、ここで言うランキングというのも一つの手だと思いますが、PPP/PFI事業を推進していくことが強いインセンティブにな

るような仕掛けをできるだけ入れていくということが重要かと思えます。裏側では、結局、ディスインセンティブの解消ということになると思いますが、積極的にコンセッション事業を導入しようとするれば評価されるという仕組みを見える化等々を通じてやっていくということを出していただければと思います。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

とりあえずお二人からいろいろな御指摘をいただいたわけですが、基本的には赤字で修正している方向の中で、さらにその中でより重点的な取り組み等について御指摘いただいたと存じます。

それでは、根本委員には、計画部会におきまして改定アクションプランに盛り込むべき施策について御発表をいただいたと伺っております。この場でもぜひ御紹介いただければ、ありがたいと思えます。よろしく申し上げます。

○根本委員 承知しました。

具体的な政策に入る前提として、私のほうから御提案というか、御提示したものは、PPP/PFIの潜在的な規模の参考になる数値を試算して、それを御紹介したということであり

ます。具体的には、公共施設、インフラが今老朽化をしていて、この老朽化したものを取りかえていく、更新・改築していくという必要があるのですけれども、その更新投資の年当たりの市場規模、必要金額というのを計算しました。これが実は2010年の4月のこのPFI推進委員会で、その時点での数字というのを私のほうから発表しておりまして、現在あるものをそのままの規模で維持すると仮定をすると、年間8.1兆円という数字をその時点で提起しております。当時のというか、現在でも変わりませんが、名目GDPの公的資本形成というのは景気対策を入れて大体20兆円から22兆円ぐらいということに比べると、非常に大きい規模であるということで、この後、この更新投資問題が非常に注目されるきっかけになった数字だと思っております。

今回、大分時がたったということと、それからデータがかなり整備されてきている。これは各省庁の御尽力によるということなのではございますけれども、改めて再度計算をしたということでもあります。

実はまだ精査中ではございまして、最終的には5月の委員会でお出しをするというつもりでやっているのですが、総額で8兆円から9兆円ぐらい。計算の方法は違っているのですが、大体前回と同じぐらいの数字になっていて、やはり10兆円近い予算を投入しないと、今ある公共施設、インフラすら維持できないというのは国民全体として捉えるべき大きな課題であろうということがまず1点目です。

2点目が、そのうち公共施設と土木インフラ、土木インフラというのは道路、橋梁、上下水道だけです。これ以外にももちろん空港とか港湾とかいろいろあるのですが、それはちょっと計算のしようがないのでということで計算しておりませんで、道路、橋梁、

上下水道を土木インフラと定義しまして、これと公共施設の割合を見ますと、ほぼ半々ぐらいであります。したがって、土木インフラのほうがより重要かどうかはちょっと別にして、公共施設のほうばかりPPP/PFIで気にしている場合ではなくて、土木インフラのほうに相当頑張ってPPPを導入して、少しでもバリュー・フォー・マネーを稼いでいかないと、インフラが維持できないということでもあります。箱物も同じですけれども、地震等で分断される、寸断される、破壊されるということが十分あるわけですので、老朽化したインフラを更新していく、必要なものを更新していくというのは大事だろうと思います。

3点目が、これは前回は行っていませんが、公的不動産の市場規模を推計しています。これはどういうやり方をとったかと言いますと、国と地方の行政財産と普通財産の土地の面積がわかっております。それから、建物の面積がわかっております。地方の行政財産については用途別にわかっております。例えば学校幾らというふうにわかっております。建物を土地で割ったものが容積率になるのですけれども、この容積率を一応世間相場並みに使ったらどうなるのかということ、まずその余剰部分というふうに定義をいたします。行政財産の場合には非常に低容積でも使っているという感じになるのですけれども、実は利用可能な容積のごく一部しか使っていないということは往々にしてあるということで、残りの部分は余剰部分だというふうに定義しています。

こうして算出された土地なり建物の上、あるいは中で、民間の事業が行われるわけでございます。どういう民間の事業が行われるかというのは、これは推計のしようがありませんので、この土地の余った床の部分、土地の部分賃貸。民間に貸して地代収入を得るという仮定で計算をしております。したがって、余剰不動産の面積を計算して地代に変換をするというかなり大胆な仮定ですけれども、ほかにやりようがないので、そういうことをしているのですが、その結果、年額2.6兆円という数字になっています。これが大きいかわ小さいかわよくわかりませんが、年額2.6兆円の地代収入が入ってくるということですので、これが小さかろうはずがなく、公的不動産の分野というのは相当期待が持てるというか、ぜひ尽力しなければならないということが言えるかと思えます。

最後、4点目ですけれども、実はこの2.6兆円の内訳を見ますと、国、地方ともに行政財産のほうが大きい。実は行政財産が2.6兆円のうちの2兆円になっています。ともすれば、普通財産を有効活用しようというふうに話が行ってしまうのですけれども、先ほど申し上げたとおり、行政財産の効率性の向上というのは非常に大きいということですが、そこに期待が持てますよという話と、残念ながら行政財産を今使うというのは非常にさまざまな制度的な制約がありまして、使わせたい側にとっても、それは国であったり、自治体であったりするのですが、制約、規制が多過ぎて十分にできないということがあろうかと思えますので、ここの規制はぜひ改革をしていかないといけないのではないかと考えております。

そういうようなことを計画部会のほうで発表いたしまして、これらの認識を踏まえて、原案のほうにも反映していただいているところで。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。佐藤委員、何か。

○佐藤委員 ありがとうございます。

まず、今回、いただいた資料1についてですが、全体像から入りますけれども、今いろいろな改革が進んでいて、私もいろいろなところに参加していて、自分でも頭の整理がっていないのですけれども、一体改革のほうでも社会資本整備というところでPFIの普及をさせていこうという議論がありますし、あと、公共施設等総合管理計画を、この中にも言及されていますけれども、自治体が今つくっております。今つくっているのです、それを新たに改定することは難しいけれども、個別施設についてはこれから具体的な計画をつくっていくこととなりますので、そういったところにどうやってこのアクションプランの骨子案、さっきの優先的検討規程、こういったものを落とし込んでいくかということが求められる。そこは戦略というか、頭の使いどころではないかなという気がします。今、いろいろなことが動いていますので、そのところにPFIの普及を落とし込んでいくかというのがまずはポイントになるかなということです。

それから、各省庁さんから先ほど出ていた資料で、それぞれの取り組みの進捗状況ですけれども、恐らくここで進捗状況と呼んでいるのは、論点の整理とか、見直しであるとか、ガイドラインをつくりましたということなので、これが具体的にどうこのPFIにつながっていくのかということがやはり問われるわけで、それは多分アクションプラン骨子案の2ページにも赤線で指摘されているとおりで、改革より実行、実績という、つまり実際に実現したかどうかということを確認しましょうということなのだと思います。完全にPDCAサイクルを回して、本当に実績が上がっているかどうかを見て、何か問題点があれば、それを改定していくということなのだろうなと思いました。

それから、先ほど根本先生からも御指摘があったとおりで、実際にPFIを進めていく上に当たって最大のネックになっているのは、既存の規制であったり、既存の補助金であったりすると思います。これも多分ここで議論していてもよくわからない、現場で落として、現場でいろいろと直面する課題なので、何か前も議論があったような気がするのですけれども、自治体にアンケートをとって、現場のほうで何が彼らにとってボトルネックなのか。人材がないとか、ノウハウがないとか、お金がないというのはわかっているので、それはいいのですけれども、どういう規制であるとか、あとはある種補助金ですよね。PFIをやったらもらえなくなる補助金があるとか、そういったところで何がボトルネックになっているか。ここで言えば、ディスインセンティブになっているかということは確認する作業はこれから必要かなと思います。

そのディスインセンティブなのですけれども、コンセッションのところでもさんざん出てきているのですが、恐らく税制の話が出ていて、これもきょうの御紹介の中で言うと、参考資料4の別紙のところ、さんざん出てきているのは会計上の処理で、減価償却の話だと思うのですけれども、税制上の処理ということで、今、法人税のほうは減価償却は定

額のほうに移行しています。定率ではなくて定額のほうになっていまして、加速度償却とかそういうのはやめる方向でいますので、契約途中で何らかの設備投資を行ったときに、恐らく契約期間内に償却し切れないという問題が発生していると思うのですけれども、さてこれをどうしましょうかということは少し税制の観点から、私は税制専門なので非常に興味深い話だと思います。

ただ、加速度償却とかは多分認めてあげられないと思います。申しわけないですが、それは法人税全体にかかわる話なので、租特を組むか、もし投資がわかっているのであれば、あらかじめ何らかの形で準備金のようなものを積み立てることを認めるか、何かそういう形で対処するしかないかなと思うのですけれども、そういう税制上の問題というののもちゃんと目配りしておいたほうが後で困らないかなと思います。

それから、最後になりますけれども、今回いろいろと重点分野ということで、従来の議論に文教施設とか公営住宅を加えたり、方法論としましては幅広くPPPをとっているというのはそれはそれで結構だと思うのですが、我々の本丸は何だっけというと、本丸はやはりコンセッションだと思うのですね。後で出てくるのは成長にもつなげていくという視点に立てば、やはりコンセッションをどこまでちゃんと進められるかということだと思っております。そこに対してはちゃんとてこ入れをしていくことだと思います。いろいろと幅広くやるのはいいのですけれども、では文教施設さえ整備しておけばとか、公営住宅のほうだけPPPが進めばそれでよしかということ、そういうわけではないし、先ほど更新投資の話が根本先生から御紹介がありましたけれども、やはり一番大きいのは水道だと思いますし、まさに公的インフラの老朽化は激しいわけですから、そういうところにどうやってコンセッションを入れていくか、そこにもう少し全体としての重点がなければならないかなと思いました。

以上です。

○石原委員長 いろいろいただきました。それでは、宮本委員長代理から。

○宮本委員長代理 それでは、まず、私のほうから部会で何を申し上げたのかを御説明させていただきますながら、関連のところを説明させていただければと思います。

最初に私が提言いたしましたのは、公共施設等運営権に関するもので、いわゆるコンセッションの中で、一般の地方公共団体はこれを完全な独立採算型と誤解している嫌いがあるということです。ふるさと財団での調査でもそういうことを書いてきておりました。地方公共団体に完全な独立採算でなければできないと思われたら、その段階でまず検討する気にはならない。

事実、今までの事業の中でも当然入ってきているわけですが、公費で払う部分、形は補助金になるかもわからないし、いわゆるサービス購入型になるかもわからないですが、それとの組み合わせでやらなかったら現実的には難しい。当然、公共事業でございまして、利用者から料金をとるだけで成り立つようなものは余りない。基本的にはそれ以外の方にも便益が発生しているのだったら、公的財源からそれに対して支払うとい

う意味はあるだろうという意味で、混合型というのがもっとより積極的にわかるように示されるべきではないかと申し上げて、それが赤字で書かれた部分にもなっているところかと思えます。

先ほど柳川先生から、組み合わせがなかなか難しいというお話もございますが、確かにそのとおりだと思いますけれども、そこは事業を完全に2つに分けるとか何かで、リスク管理をしながら構成してスキームを組み立てれば、問題がなくなると思っておりますし、そういう事例も出てきております。

それから、2番目に申し上げましたのは、運営権の話も含めてなのですが、小ぶりの事業では手間だけかかって、契約とか資金調達というややこしいことがうまくいかない。いわゆる手続費用が一個一個では大きいということを考えますと、小さな事業をできるだけ幾つか似たようなものは組み合わせ、例えば学校なんかの事業が、もう既に出ていますけれども、そういうものも幾つか束ねれば、相応の事業規模にもなるであろうということです。あるいは、20万人以下のところでは、今、優先検討という形は出てはおりませんが、そういうところが幾つか集まれば、事業規模からいけば、それぞれの地方公共団体に一つぐらい要するような学校だとか何かの施設を整備することもできるかもわかりませんし、もう一つはそういう幾つかの地方公共団体の中で、今までばらばらにあったものを一つに集約して新しく整備するという事業にもつながるかもわからないということです。施設のバンドリング、あるいは地方公共団体のバンドリングみたいな形で、手続費用をなるべくかからないようにしながら事業化を図っていくというのは一つ重要な視点ではないでしょうかということです。これは運営権事業もそうでしょうけれども、それ以外の事業形態でもあり得るかと考えております。

もう一つは、サービス購入型の話でございます。機会があるごとに、議事録を見ていただければわかりますけれども、私は延べ払い型との表現はやめましょうと申し上げてきました。

延べ払い型というのは、基本的には否定的なニュアンスが強いですね。だから、単に延べ払いして何もいいことはないのではないかと、との印象を与えることがあるのですけれども、実際にはそれこそバリュー・フォー・マネーという意味で、財政支出額が8,000億だとか1兆円ぐらいは既に出てきて思っております。そういう意味でいけば、新しい財源を生んだに等しいような形になっています。

今回、一連のアクションプランの中では、税財源にできるだけよらないという趣旨は当然でございますけれども、その中でも基本的には料金をとれない事業も当然数多くあるわけですね。そういうものに対してはサービス購入型というフレームでやっていく必要があるし、これまでも大半を占めながら、先ほど申し上げたように、財政支出の削減の効果はあるし、それ以外に我々が別途調査したところ、明らかに提供されるサービスの質が向上したということがございました。それは、金銭以上の価値を生み出しているということもできます。そのため、今回の書き方の中ではサービス購入型に対しての再評価もあってしか

るべきではないかという形のことを申し上げております。

それから、幾つかの具体的な事業ということで、1つは公的不動産なんかの事業の方式でございますけれども、公的不動産を地方公共団体がいわば現物出資をして、事業により積極的に参画するLABVと呼ばれるような手法が英国なんかでは進んでおりますので、それと同じことができるかどうかはもう少し詰める必要がございますけれども、我が国でも検討してはいかがでしょうかという話でございます。

もう一つ、分野として大きなことといたしましては、インフラということでございます。これまでほとんどがいわゆる箱物です。その中でインフラというものに対してより積極的に考えていきましょと。運営権絡みでは幾つか挙がっておりますけれども、それも含め、あるいは先ほど申し上げましたサービス購入型とならざるを得ないような事業も積極的に考えていく必要があるでしょうということでございます。

例えば、一般道においても橋梁がかなり苦しい状態になってきました。我々は団塊の橋梁と呼んでおりますけれども、一個一個はそんなに大きくないのだけれども、数が多いという形で、これから大規模修繕だとか、場合によっては架けかえみたいなものも出てくるだろうと。これは一本一本ではなかなかそういう事業になりませんが、先ほど申し上げましたバンドリングという形をとれば、そういう形式で、公費でやる場合でも、設計、施工、維持管理という形の組み合わせもできますし、そのタイミングで、今やったほうがライフサイクルコストが安いのだったら、民間資金を用いてやるというやり方もあるでしょうという形で提言をしております。

あるいは、英国でこれもあるのですけれども、ある地方公共団体の中、市の中、全域の道路で、補修や更新が必要なところを一気に整備して、そこでファイナンスがかかるわけですが、その後、20年ぐらいその水準を維持管理するような事業形態もございます。

そういうことも含めて、改めていうインフラに関してもいろいろな形で見えていく必要があるのではないかなということも提言させていただきました。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

計画部会におきましては、専門委員の皆様からいろいろ御発表をいただいたようですが、事務局のほうから何か御紹介をいただけますか。

○武井企画官 それでは、お手元に資料2ということでお配りしているものに簡単にメモしておりますけれども、計画部会でいただいたコメントがございます。

1つ目は、混合型事業につきましてでございます。今、小幡先生、柳川先生、宮本先生、3名の先生から御指摘いただいたことと同旨のことを計画部会でもコメントをいただいております。

2つ目でございますけれども、首長への積極的なアプローチ、これを見える化してランキングしていくということございまして、これは先ほど柳川先生から御指摘いただいたことと同旨でございます。

3つ目でございますけれども、これはまさに根本先生から、行政財産も含めて公的不動産を利活用すべきという御趣旨の御発言をいただいております。

4つ目でございますけれども、このアクションプランの構成といたしまして、税財源に頼らないPPP/PFI事業を推進していくべきだという考え方を打ち出しております。前回、私も素案を出している中では、これのアウトプットとして事業規模目標を出していたのですが、事業規模目標だけではなくて、税財源に頼らないPPP/PFIを推進するのだから、これらの事業を推進することによってどれだけ歳出削減の効果が出てくるのかということについてもあわせて出すべきではないか、あわせて出さなければ話が一贯しないという御指摘をいただいておりますので、今回素案の中に取り込んでおります。

最後、5つ目でございますけれども、コンセッション事業のディスインセンティブの解消につながる具体的取り組み内容について明示すべきという御指摘をいただいております。こういった趣旨はP.5の中に書いてあるわけですが、具体的な施策として、まだ余り見えないのではないかとというような御指摘でございますけれども、ちょうどこの件、コンセッション事業については、現在産業競争力会議の中の実行実現点検会合の中で、具体的に首長さんがおいでになって、関係省庁がまたそれに対して答えるという形で検討が進められておりますので、そういった中でいろいろな施策の方向性などを打ち出される部分もあるかと思っておりますので、これと連携した形でこのアクションプラン骨子の中に取り込んでいきたいと思っております。

以上、主なコメントの御紹介をさせていただきました。

○石原委員長 ありがとうございます。

きょうは機構の半田専務にお見えいただいております。いろいろ実際にやっておられて、事務局説明内容、あるいは先生方がおっしゃったことについて、コメント等いろいろあるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○半田PFI推進機構専務取締役 PFI推進機構の半田でございます。

私どもの活用ということで、一つの項目を立てていただいております。内容につきましては今、PFI推進室の皆様と協議をさせていただいております。

私どもは実行部隊ということでございまして、具体的な案件に取り組んでいるという位置づけの中から、どういう打ち出しをしていくのかということで、今、相談をしているところなのですが、内容としては、まさにアクションプランで書かれている方向性、そこはインフラの部分も箱物の部分もございまして、その方向性に沿って具体的に何ができるのかということでございます。

特に重点を置いてやっていきたいと思っておりますのが、地方の案件、地域の案件の支援という形でございます。大きな自治体でなければできないとか、我々は小さい自治体だからできないとか、そういうことはないのだというのがこれまで2年半の経験でございます。小さな自治体のほうが合意形成、意思形成が図りやすいとか、いろいろなポテンシャルがあればそれをすぐに生かしていけるとか、そういうメリットもございます。

もう一つの観点は、具体的な案件や具体的な分野というところで集めてきたノウハウを、これをできる限り全国の各自治体の皆様や地域金融機関、我々の株主でありますけれども、そういうところに有効な形で還元をしていきたいという形でございます。

そういう視点を持ってこのアクションプランに我々の中の具体的取り組みを書かせていただくということで、御相談をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○石原委員長 先ほど、構成員の皆様方からいろいろ御意見が出ておりましたけれども、これは今のこの赤字の中にほぼ集約されていると考えてよろしいのでしょうか。

○鳥巢審議官 冒頭の考え方のところですが、先ほど説明がございましたように、これから書き下ろしということで、次回るときにまた御提示させていただきたいと思えます。

そのほかで、きょうも考え方に関する御指摘をたくさん受けておりますので、現時点で総括するとどういうふうになるのかということを中心に簡単に御説明させていただきたいと思えます。

1 ページの今の書きぶりを見ますと、先ほど宮本先生のほうからもお話がありましたように、「しかし」のところですね。前段で4兆1,000億円というものに対して、「しかし」ということで非常に否定的な表現になっておまして、これは我々も大変気になっているところで、まさに先生から御指摘いただいたとおりでございます。

今回、どういうトーンで書くのかということで、むしろ御議論いただきたいと思っておりますけれども、まず基本は否定的な書き方になってしまった原因でもあるのですが、コンセッションをきちんと目指していく、これは公共施設等の整備、運営に、民間の経営原理を導入するという意味で、ある意味王道ですから、やはりこれを目指していくというのはそのとおりなのですが、その一方で、入り口は多様でなければいけないのではないのか。指定管理もあれば、包括管理委託もあれば、サービス購入型もあれば、多様なPPP/PFIを入り口としてきちっと置いて、いろいろな使い方をしていく中で、究極の出口はコンセッションなのですが、事業の制約上、コンセッションに至らないものもありますけれども、それはそれできちっと活用していけばいいのではないだろうか。

要は、国民の最終的な負担を避けるという意味では、先ほど混合型という話もありましたけれども、コンセッションに至らないものは全部失格ということではなくて、もちろんコンセッションになり得るものはコンセッションを目指していくのですが、そうでないものについても、国民負担を少しでも下げていく、あるいは民間の活動の範囲を拡大するという、少しでも収益力を上げて、完全な収益型でなくても、ちょっとでも収益の幅を拡大し、あるいは民間のビジネスのチャンスを拡大していく、こういうストーリーをまず基本に置く必要があるのかなということでございます。

その一方で、やはりどこかでより高みを目指していくような動的な働きかけみたいなことをぜひどこかで書き込んでいきたいなど。特に優先検討規程の中も、まだまだその意

味では足りないところもあるのではないかということで中でも議論をしておりますけれども、要は入り口は多様なものをしていただいて、少しでも収益力をアップして、例えば1割しか費用をカバーできないものであれば、2割、3割でいきますし、これは部会の中でも議論があったのですけれども、運営費しかカバーできないものは、整備費までどうやったらカバーできるようなもって行くのかとか、そういう少しずつ高みを目指していくような動的な取り組み方というのにも必要になってくるのだろうということで、繰り返しになりますけれども、本丸は何かという先ほど佐藤先生のお話もございましたので、本丸はもうコンセッションだということですが、入り口は多様に、しかも活用の仕方は多様にとということで、ただし、安易なところにとどまって逃げ込まないように、よりさらに高みを目指して、言い方は悪いですが、尻をたたいていくような仕組みをいろいろなところで用意していく必要があるのだろうなということをごさいますて、そういった大きなトーンで前半はちょっと書いてみたいなと思っております。

○石原委員長 私も率直に、これを拝見しまして、この前と随分変わったな、目指す方向が変わったというのだと何かおかしいなと。今おっしゃったように、本来こういう方向についての入り口をどうするということが、実際に検討を進めていく中でわかってきて、それに従って、今のお話のようにコンセッション型を最後のゴールに置くにしても、いろいろなやり方がある。それがないと、これまで言っていることと、幅を広げて、しかも規模も従来と違った考えということになると、ただ単に数字を膨らませるだけにしたというのでは決してないといったことを表記する必要があるのかなと感じましたけれども、今お話の前半戦の考えというのはそういったことと伺ってよろしいですね。

○鳥巢審議官 そういうことです。

○石原委員長 あとは、皆様がおっしゃったことは、基本的にこの計画部会の専門委員の皆様がおっしゃった中にもあらわれており、基本的に相矛盾するものではなくて、それぞれ高みに行くための一つのプロセスを一層充実させるものである。このように考えてよろしいということですか。

○鳥巢審議官 1点補足させていただくと、先ほど佐藤委員のほうから御指摘があった税制の話ですけれども、状況を御説明申し上げますと、平準化の話は実際大きな議論になっておりました。特に、大阪水道の場合は、コンセッション期間は30年と決まっている中で、30年間で償却するとなると、最後のほうはテールヘビーになっていくということになってくるのですけれども、その場合、実はPFI法の中の20条負担金の制度をうまく活用して、テクニカルなところであるのですけれども、そこを平準化する見通しを国税とも調整をしながら我々と厚労省と国税とで話し合って、一応平準化の見込みができました。

ただ、それは全て解決しているわけではなくて、例えばこの場合は基本的にコンセッションフィーを徴収しないというのが前提になっておりますので、広島のようにコンセッションフィーをある程度の規模で徴収するとなると、少しまたその辺が20条負担金でうまく処理をするというやり方ができなくなるので、あれは残っていますけれども、技術的な問

題、大きな枠としては一つの方向は出たのかなど。

もう一つは、一番難儀をしているのが、5ページのコンセッションの最後のポツのところですけども、「コンセッション方式の積極的な活用をディスインセンティブとなる制度上の問題の解消を図る」と書いて、非常に広範囲な書き方をしているのですけれども、その一つが法人税の問題でありまして、特に大阪市の水道については、基本的に大阪市水道局の当面は看板をかけかえたような形で、市水道局が外に出て、コンセッション事業者として運営権者としていくということになるのですけれども、そうすると、これまで市ですから基本的に非課税団体なので税金を納める必要はなかったのですけれども、今度は外に出た瞬間、30年間で法人税だけで390億円国税として払っていくことになるということの指摘が産業競争力会議の中でありまして、これは非常にコンセッションに踏み切るに当たってのディスインセンティブになっている。現に、市議会の中でもそこが大きな論点として取り上げられていて、2月の議会でも継続審査になりましたし、これが本当に一歩踏み出すためには法人税の問題をどうするのかというのは非常に大きな問題になっておりまして、産業競争力会議の中でも議論になっております。

現状では、厚労省と私どもで一緒になって、どういうやり方があるのかということについて検討するということですが、非常に難しい問題として残っているということで、税金もいろいろな形の問題が未解決の形で残っているということです。先ほど御紹介がございましたので、お答え申し上げます。

○石原委員長 それでは、ほかにただいまのことにつきましてよろしゅうございますでしょうか。

○佐藤委員 今の法人税の問題は確かに頭が痛くて、ただ、歳出削減効果のほかに、PFIに期待しているのは歳入増加効果というのもあるので、もちろん固定資産税はとれませんので、それはよしとしても、やはり法人課税の収入になる。ただ、問題は法人税は国税なので、大阪から見ると金をぶんどられたという形になりますので、であれば、とった法人税を大阪に戻すスキームを何か考えてあげるかどうかだと思います。

ただ、彼らは公募段階ではないので、別のスキームを考えないとうまくいかないかなど。交付税以外のスキームを考えないと、うまくいかないかなどという気がします。

あともう一点だけ、先ほどから出てくる首長さんへの積極的なアプローチが必要である、これはそのとおりだと思うのですけれども、実は別の会議でもよく問題になるのは、自治体というとき、まさにバンドリングというか、広域でPFIをやろうというときに複数の自治体が入ってくるので、それぞれの自治体の首長さんが隣の人に一緒にやろうよとは言いにくいというのがあるらしい。近隣憎悪というのはよくある話で、なかなかうまくいかないですって。だから、今、定住自立圏構想とか、連携中枢都市構想とか、いろいろな広域行政をやろうとしているのですけれども、総務省が尻をたたいてもうまくいかないのです。それで出てきたのが県なのです。県に仲人ではないのですけれども、マッチメーカーみたいな形の役割を果たさせたらどうかという議論は出てきています。

ですから、この首長さんへの積極的なアプローチの中には、県という視点があってもいい。市町村が行うPFIに関してですけれども、県という視点があっていいかなと思いました。

以上です。

○石原委員長 ランキングというのは出そうと思えば出せるのですか。市町村ごとで。

○鳥巢審議官 実は最後の22ページにベンチマーク化をするということが書いてあるのですけれども、まさにこれは、ランキングというのは余りにも表現が表現なものですから、ベンチマークと書いておりますが、ベンチマークは要はランキングです。ただ、やり方をいろいろ工夫する必要はあるかなと思っておりますけれども、これは基本的にランキングをイメージしているものだとお考えいただいて結構です。

○石原委員長 最近、社会保障とか医療費なんかでも県別のものがありますね。

○宮本委員長代理 今、佐藤先生がおっしゃった、県が中心にということですが、部会の中でも県が中心に、県北、県南という形でまとめていただくのは一つの方向ではないかという議論もしております。

あと、この全体のトーンは、先ほど審議官がおっしゃったとおり、アクションプランの中では税財源によらない。そうなれば、いわゆるコンセッション中心だという形でございますが、それ以外のサービス購入型というのは、相反するものではなくて補完するものなのです。だから、サービス購入型かコンセッションかという選択肢ではなくて、基本的にはサービス購入型にしか向かないものもあると、それはサービス購入型でいきたいと思います。少しでもコンセッションといいますか、料金がとれるものがあったら、それを工夫しながらもっていきたいと思いますというのが全体の流れでございますので、その中でサービス購入型も再評価させたいというところを、ここにはニュアンスとして入れたということでございます。

○石原委員長 それでは、時間の都合がありますので、よろしければ議題1に関する審議はここまでとさせていただきます。

本日いただきました委員の皆様方の御意見を踏まえまして、次回の委員会において最終報告といたしまして改定案に関する審議ができるよう、計画部会において引き続き検討をお進めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議題に入りたいと存じます。議題2のその他の報告でございます。まず事務局から、PPP/PFI地域プラットフォームの取り組みに関する御報告をよろしくお願い致します。

○直原企画官 報告資料1をごらんください。「PPP/PFI地域プラットフォームの取組について」という資料になっておりますが、平成27年度から始めました地域プラットフォームの取り組みと今後の展望について御報告したいと思います。

そもそも地域プラットフォームというものですが、PFIはノウハウを持った大手の企業が仕事を持っていってしまうという地方部の危機感から始まったものでございまして、枠にありますけれども、地域の企業、金融機関、地方自治体などが集まり、PPP/PFI事業のノウ

ハウ習得、案件形成能力の向上を図り、具体の案件形成を目指した取り組みを推進するというものでございます。

具体的には、右のほうに丸が5つあって、それが数珠のようにつながっている図がございいますが、地方公共団体、企業、有識者や地域金融機関、またPFI推進機構さんもございいますが、こういった各者が集まりまして、主な取り組みとして事例研究を通じたノウハウ習得ですとか、あとは名刺交換、ワークショップなどに始まります異業種間のネットワーク形成であったり、演習形式で具体事例での官民対話を行ったり、民間提案の試行などということでスキルを高めていく。こういう取り組みを考えて、行っているものでございます。

写真が5枚載っておりますが、2015年度、昨年平成27年度では、内閣府が支援しましたのはこちらの5地域でございます。各地域の課題に応じたテーマを設定し、それぞれ地域プラットフォームを形成、そして運営していったというものでございます。左からまいりますと、習志野市では民間を活用した公共施設の再編ということをテーマに、また浜松市では大合併を行ったのですが、その後の公共資産の経営についてをテーマに、また下に行きまして、神戸市では民間提案の促進ということをテーマに、岡山市では未利用公有資産の有効活用、また福岡市では従前から福岡市でノウハウを積んでおりました地域プラットフォームの考え方、運営の仕方を九州各地に横展開するという意味で、地域の枠を超えた官民ネットワークの形成ということで、およそ半年にわたりまして活動を行ってまいったというものでございます。

2枚目、3枚目に、その一例としまして習志野市、岡山市の事例を載せております。2ページ目の習志野市でございいますが、まず、地域プラットフォームを導入する背景、目的としましては、市の財政が厳しくなり、全ての施設を更新しようとするに当たって予算は40%しかないということがはっきりしてきた中、老朽化した施設の更新に対応するために、PPP/PFIの取り組みが急務であったという事情があります。そこで、地域の企業にPPP/PFIに関する知識、ノウハウの蓄積を期待すること。また、市の職員に対しては取り組む庁内体制の整備といったことを狙ってプラットフォームを導入したという背景がございまして。

この実施内容ですが、昨年度はセミナーを3回開催しまして、地元の企業、金融機関等から毎回30人程度が参加しました。それで、1回目、2回目、3回目と表になっておりますが、1回目では意識の醸成、基礎知識の習得、2回目にはノウハウの習得、もう少し深めてノウハウを習得し、あと3回目には異業種ネットワーク形成や官民対話を行ったというものでございました。

進めていった結果でございましてけれども、まずはこの3回を通じて参加された地元企業にアンケート調査をとりました。その結果、85%の方がPPP/PFIの理解度が向上したというお答えで、また62%の方がPPP/PFIに参画するイメージができたということ。また、54%の方が、また今後もプラットフォームに参加したいというようなお話がございました。

また、もっと踏み込んだお話として、来年度以降は要求水準書の見方や提案書の書き方、コンソーシアムの組成方法、リスク分担などといった、もっと具体的な踏み込んだことを

教えてほしい。過去の事例も取り上げてほしいというような積極的な意見がありました。

成果としまして主に2つありまして、1つは市が予算を確保して、2年度目以降も継続して実施するというようなことがあります。もう一つは、2016年度ですから今年度ですけれども、習志野市内初のPFI事業の実施が見込まれているというような結果が出ました。

続きまして、3ページ目に移ります。岡山市の例になりますが、こちらの背景、目的としましては、岡山市で進めている公共施設の配置最適化、ここで生じる未利用資産の有効活用についてPPP/PFI手法の導入を目指したいという岡山市の意向がございます。

しかしながら、右側になるのですが、岡山市ではPFIの草創期にPFIの経験があったものの、それ以降は低調に終わっていたということでありまして、庁内と地域企業の双方にPPP/PFIのノウハウがなくて再構築が必要、一から作り直しというような状況がありました。そういったことで、PPP連携の基盤づくりといふことで、プラットフォームの導入ということを考えられたということがございます。

実施内容でございますけれども、岡山ではセミナーを4回やりまして、50～130名の参加がございました。1、2、3、4回とごらんの表のとおりで進めていっているわけですが、大きく言いますと、まずは1回目でPPP/PFIの必要性を参加者に理解していただく。2回目、3回目で、主に官民対話の勉強をして実践をしていくということ。また、4回目には今後の活動検討ということで、中期的な取り組みを考えていくということとか、来年度以降にどんな活動をすべきだろうかというような意見交換をしたりということがございました。

若干、その表の下のところ、未利用資産の活用に向けた今後の活動計画というものを整理したところ、市では民間提案を制度化するということが、それと対象資産の活用方針を市から民間に情報発信するということは何より大事だろうということが浮かび上がってきました。また、民間としましても、セミナー、ワークショップを通じて提案能力を習得する。こういったことに向けて、次年度以降もプラットフォームを継続して取り組んでいくということになっております。

成果としましては、岡山市さんのほうも予算措置をいただきまして、2年度目以降も継続するということが、それと、民間提案の制度化という話もありましたが、そちらと並行して具体的なPPP案件が出てくる見通しとなっているということがございました。

今、習志野と岡山の2つの事例を御紹介しましたが、5件やった総括として、4ページ目に結果として総括しております。まず、1つ目にありますのは、どの地域でも参加者の意識が変化したということがございました。3つここではアンケート結果を書いておりますが、今後もプラットフォームに参加したいというのが、神戸市ですと91%の方の回答がありました。また、PPP/PFIが身近に感じられるようになったということで、岡山市では83%の方がこのように答えていらっしゃいました。また、PPP/PFIに参加したい、これはコンソーシアムや協力企業として実際にPPPをやってみたいという企業が習志野の例で言いますと54%ございまして、活動が進むにつれてPPP/PFIや大手企業というものに対する苦手感やマイナスイメージといった印象も好転してきたのかなと思っております。また、次の展

開としましては、個別の官民対話手法、サウンディング調査ですとか、民間提案をより積極的な取り組みとして求める声も多数聞かれました。

成果としまして、先ほどの2地域とかぶるところもあるのですが、各地域とも言えることとしまして、具体的なPPP/PFI案件を生み出す見通しがあったということ。それと、内閣府支援の終了後も、各地域で地域プラットフォームの取り組みが継続されるということが見てとれました。

私ども内閣府として地域プラットフォームの支援を始めるときに、当初、この2点の成果が各地域でだせるかどうかということが一番心配していたところであったのですが、まずは初年度の取り組みとしては成功裏に終わったかなという印象を抱いております。

また、3つ目ですけれども、地域企業が抱えている具体的な不安が明確になりました。例えば大手ゼネコンに仕事をとられてしまうのではないかとといった不安ですとか、PPP/PFIを進めたくても、みずから自分で何ができるのか、何をすればよいかわからないという声も多数聞きました。また、もっといきますと、そもそもPPP/PFIが全くわからないのですというようなこともありました。こんなところで言うのも何ですけれども、地域はこんなレベルなのかと思われるかもしれませんが、この現状も事実の一つとして受けとめながら、また今年度以降の施策、取り組みとして生かしてまいりたいと思っているところでございます。

最後に5ページになりますが、今後の展望ということでございます。今まで申し上げましたとおり、この左端のところ課題ということで3つ掲げておりますが、地域プラットフォームの意義が理解されていないことや、持続的な活動として定着させることが必要であるということ、また単なる勉強会でなく実際に案件形成につながる取り組みをしていく、こういうことを私どもは課題として設定しております。

そして、対応策ですが、まず1つ目、地域プラットフォームの意義が理解されていないということについては、プラットフォームで優良事例を横展開するといったことや、地域プラットフォームをどうやってつくっていくか、また実施していくかというようなノウハウを提供していくということで、具体的な施策としましては、平成27年、2015年から進めていますブロックレベルでの地域プラットフォームの開催に加えまして、2016年度ではさらに各ブロックでの開催回数をふやして参加団体をふやすといったことや、あと地域プラットフォームの取り組みの実例等を取りまとめた「運用マニュアル」を作成するといったことに取り組んでまいりたいと思います。

また、2つ目の課題、持続的な活動として定着させることにつきましては、対応策として、長期的な視点から継続的な運営ができるような体制をつくるといった意味で、施策として、今まで行っております専門家派遣制度の運用、地域プラットフォーム形成支援事業をさらにパワーアップするという意味で、専門家派遣では地域プラットフォームの実践ノウハウに詳しい専門家を派遣することや、また、プラットフォーム形成支援事業につきましては、計画策定に当たって継続的な運営を前提とした支援、ちょうど岡山であったよう

な中期的な継続的な運営の支援といったものも行ってまいりたいと思っております。

それと、課題3つ目ですが、単なる勉強会にとどまらず案件形成につながる取り組みをしていくといった意味では、民間提案の場としてプラットフォームを機能させるといったことを対応策として考えておりました、具体的な施策としましては、民間提案を促進するモデル的な取り組みとして、これは福岡で主にやっている事例ですけれども、地方公共団体がこれから整備しようとする公共施設のリスト、ロングリスト、ショートリストと呼んでいますけれども、そういったものの提供を一層推進させるといったようなこと。また、上にも出てまいりましたが、「運用マニュアル」をつくって地域プラットフォームの横展開を図る。そういった意味で進めていければと思っております。

ちょうど改革工程表の中でも地域プラットフォームにかかわるKPIを設定しております、その達成も含めまして私ども地域プラットフォームについて、このような取り組みで進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。先ほど来お話がございました通り、いよいよ実施に向けたプロセスに向けた動きが本格化しつつあるということかと存じます。

今の御説明につきまして、御質問、御意見がございましたらいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、半田専務に、前回以降の新しい支援案件を中心として御報告を願えればと思っております。よろしく申し上げます。

○半田PFI推進機構専務取締役 それでは、報告資料2と書いてございますけれども、「文教施設などでのPFI事業について」ということで、今、委員長から御指摘がありました、最近の案件の御紹介も含めまして、少しお時間をいただければと思っております。

2ページ目からは、前回のPFI推進委員会、それから先般の計画部会でも御紹介をした取り組み中の案件のリストでございまして、3ページのところでいわゆる今回の文教施設関連が出てきております。既に支援の決定をして公表したのものとして、福岡市の総合体育館、同じく福岡市なのですけれども、左の下で美術館のリニューアル事業、右側に行きまして、兵庫県の川西市、これは市民ホールとか公民館を中核としました複合施設でございまして、こういったものをずっと対象にして進めてきております。

それから、4ページに行ってくださいまして、後ほど出てまいりますけれども、右下、国の事業でございまして、福岡の海の中道海浜公園という水族館のリニューアルの事業、ごく最近のものでは、5ページ目に行ってくださいまして左下でございまして、今月の機関決定を目指して調整をしておりますのが、名古屋市北名古屋工場整備運営事業でございまして、これは名古屋市とその北にあります北名古屋市という2つの市が連携しまして、ごみ焼却場とそれに附属します発電設備の整備をしようという事業でございまして、

こういった事業を通じて、次の6ページでございまして、先ほどから各委員の先生に御議論いただいております、独立採算要素を含むPFI案件の拡大ということで、少し私

どもの考え方を説明させていただければと思います。

空港のコンセッション、道路のコンセッションというものは、もうこれは完全独立採算型の事業という形でございますけれども、箱物の場合、特に文教施設関係になってまいりますと、個別個別のプロジェクトによって収益性がかなり異なってまいります。ただ、それぞれの事業において、少しでも料金収入が上がる、あるいはコストが下がるということができると、このアクションプランの第2類型にあります収益施設の活用というところにつながってくるのではないかと。ちょうどアクションプランの文章の中にも、たとえ一部の費用しか回収できない場合であっても、公費投入の削減に資するという観点から積極的に取り組んでいこうという文章がございますけれども、その中で考えていく分野として、先ほども目標で各1件とございましたけれども、例えば美術館、博物館、科学館といったような分野、それから体育館、スポーツ公園といった分野、それから市民ホール、公民館といった分野というのがございます。それに加えて、文科省所管ではございませんけれども、箱物の中で運営の巧拙によって収益性がかなり変わってくるものとしてMICEがございます。今、いろいろな地方で地域振興、観光振興と、いろいろな目的でMICEの整備が進んでおりますけれども、どのような事業主体がどういう形で運営をしていくのかによって、これはかなり大きな差が出てくる分野でございます。

下に図がございますけれども、箱を2つ書いておまして、これはコストの箱でございます、施設整備費、上の箱が維持管理費・運営費という形でございます。一番左は全く収入がないもの、一番右は非常に収入が多いものということで、完全なサービス購入型から完全な独立採算型までという形でございます。

その中で、赤い線で囲った三角形がございます。一番左は全くございませんけれども、どんどんこの三角形は広がっていきまして、一番右では非常に大きくなる。ここが運営の収入でございます。この各事業の中でより右側にシフトさせていく中で、財政負担の削減ということと、やはり民間にもインセンティブが必要でございますので、民間の利益として残る部分という形をつくっていくということが必要ではないかと考えております。

次の7ページに行っていただきますと、対象となり得るいろいろな混合型PFIでできそうなPFI事業ということでの独立採算の要素はどういう例があるのかということで書かせていただいております。最近、案件の数の多いところで申し上げますと、例えば市民ホールというのはいろいろな自治体がいろいろな計画をなさっております。その理由は、老朽化が進んでいたり、あるいは耐震性ということで、天井が崩落する危険が多い施設があるということもあって、いろいろな自治体でここを何とかできないかというお悩みをよくお聞きいたします。

実際に、先ほど御紹介した川西市に続きまして、現在、東大阪で具体的な案件、公募手続が進んでおりますけれども、そういった中で、この分野につきましては地域のイベントに加えて、営利目的といいますか、収入があるコンサート等のイベントをどれぐらい呼んでこられるのかというところが一つの鍵になってまいります。

それから、美術館・博物館でございますけれども、これも福岡の美術館のほかにも、いろいろな自治体が老朽化の対策等も含めて検討されております。非常にいい美術品等々がありながら、開館のときには結構人が来たけれども、その後どんどん入館者数が減っているというものも多くて、やはりこれは定期的にいろいろな活性化策を打っていく、その中で収入をふやし、観光にも寄与していくということが必要でございます。これは首都圏のみならず、地方でも純粋民間でやって美術館は採算をとっている例等もございますので、そういうものも含めて参考にしながら、私どもとしてもアイデア出しをしていければと思っております。

次に、科学館、いわゆるサイエンスミュージアムというものでございますけれども、こちらは一般の美術館よりもさらに工夫によっては採算の改善が図り得るものでございます。実際に福岡市は科学館についてもPFIを実施中でございまして、既に優先交渉権者の選定が済んでおりますし、つい先ごろ、仙台市においても科学館の検討が始まっております。私どもより上の世代の皆様はかつて渋谷にプラネタリウムがあったのを御記憶かと思うのですけれども、非常ににぎわっていたという記憶がございます。

次が体育館・武道館でございます。ここも実は現在、実施方針が出ているものとして、静岡県袋井市、北海道帯広市、神奈川県横浜市がございまして、潜在的にはもっともっと非常に多数の自治体が検討されております。

体育館の場合にやはり一つの大きな課題は、建設費がかかるということもそうなのですが、維持管理費、特に空調費が非常にかかるというのがございます。億単位の維持管理費がかかる中で、どういうふうにして収入を上げてそれを補っていくのか。例えばプロスポーツであったり、コンサートを含めた多目的な利用、そういったものが非常に重要になってまいります。

これらのものは、現在、指定管理者制度を使って運営されている例が非常に多いのですが、私どもは指定管理者制度が終わるタイミングでPFIに切りかえていくこと、あるいは大規模修繕が起こるタイミングでの切りかえといったようなところがございます。

この分野につきましては、現在、文科省が非常に熱心に取り組もうとされておりますので、私ども今年度、文科省や各自治体の取り組みに御協力をしてまいりたいと考えております。

最後に、最後の8ページをごらんいただければと思うのですが、先ほど申し上げましたけれども、こういった文教施設だけではないのですが、多くの公共施設におきまして、RO型の案件というものの数がふえてきてございまして、我々も非常に注目をしております。

下に写真がございまして、少し古い例では徳島県が実施しました青少年センターのプロジェクト、それから真ん中に、先ほど御紹介しました福岡の水族館と美術館のプロジェクトがございまして。

ちょうど人口20万以上のPPP/PFI優先検討の流れが一つ、もう一つは総務省が推進してい

ます公共施設等総合管理計画の流れというのがございます。いずれも今年度の終わりぐらいには各自治体で大きな方向性が出てまいりますので、今年度から来年度にかけて、個別の施設をどういうふうにしていくのか、場合によってはもう別々に維持できないので集約をしていくということがあるかもしれません。あるいは、こういうふうに経営形態を変えてPPP/PFIを使っていこうという流れも出てくるのではないかと見ております。

その際に、PPP/PFIを使うメリットとしましては、大規模改修はやはり何十億というお金がかかることもございますので、その段階からそれ以降の運営を担う民間企業のノウハウをあらかじめ入れ込んでおくこと。それから、改修コストとか維持管理運営コストを抑制していくこと。それから利用者をふやす、利用収入をふやすということ。こういうことを目指して、RO型のPFIを積極的に活用するように、いろいろな自治体の皆様にも働きかけをしていきたいと思っております。

こういったことで、我々は本来であれば、官民連携インフラファンドという別名もございまして、インフラ分野が中心でございますけれども、今回、アクションプランで文教施設ということが大きく取り上げられたということもございまして、この分野は各自治体の首長さんにとっては非常に悩みの深い部分でもございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

ありがとうございました。

○石原委員長 ありがとうございました。

ただいまの御説明に対して御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、そろそろ時間もございますので、議題2に関する質疑応答は以上とさせていただきます。

事務局から連絡事項はございますか。

○村田参事官 次回の第41回委員会は5月12日の木曜日の午前10時から12時に開催いたします。計画部会の最終報告として、アクションプラン等の改定案に関する審議を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○石原委員長 ありがとうございました。

それでは、本日は以上をもちまして閉会とさせていただきます。